

特定非営利活動法人ハッピーロード
ハッピーロード美里デイサービスセンター

非常災害対策計画書

(目的)

ハッピーロード美里デイサービスセンター（以下ハッピーロード）における消防・防災管理についての必要な事項を定め、火災・地震・水害・その他の災害の予防あるいは対策と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

ハッピーロードの職員、又は出入りする全ての者に適用する。

(防災管理者及び業務)

防災管理者には、ハッピーロードの管理者あるいは防火管理者講習修了者を充てるものとし、次の業務を行う。

- ・非常災害対策計画の作成、変更
- ・消火、通報、避難及び避難誘導の訓練の実施
- ・消防用施設等の点検整備の実施、施設内外の点検
- ・その他、非常災害対策管理上必要な業務

(事業所の立地条件点検及び避難開始判断基準)

会津美里町 避難勧告等の判断・伝達マニュアル並びにハザードマップ（平成 28 年 8 月版）に従う。

美里デイサービスセンター：会津美里町字鹿島 3 1 1 9-1

| 項目 | 被害想定区域 | 避難開始判断 |
|--------|--------------|--|
| 水害 | 外（宮川より 200m） | 会津美里町より事業所へ避難準備情報発令があった場合 |
| 土砂災害 | 外 | |
| 施設内火災 | | 初期消火に失敗した場合 |
| 隣接建物火災 | | 火元の方角、風向き、施設への距離等により判断（避難経路・避難方法を選択） |
| 地震 | | 緊急地震速報を受け直ちに屋外避難施設並びに周辺建物等の被害状況に応じ二次避難（避難経路のブロック塀等倒壊状況により避難経路・避難方法を選択） |
| その他 | | 竜巻、化学物質飛散等適宜判断 |

*事業所の立地上、津波・高潮については想定不要。

*会津美里町ハザードマップより、立地上土砂災害は想定しない。水害については、宮川より 200m の距離にあることから、会津美里町より事業所に対して避難準備情報（避難準備・高齢者等避難開始）が発令された場合は、所定の避難行動を開始する。

(災害に関する情報の入手方法)

風水害に関する情報は、業務に使用のノート型PCデスクトップに、次のショートカットを置く。【福島県地方気象台情報提供システム】、【福島県河川流域総合情報】、【会津美里町ホームページ】

併せて、テレビ、ラジオ、携帯電話等より情報入手する。

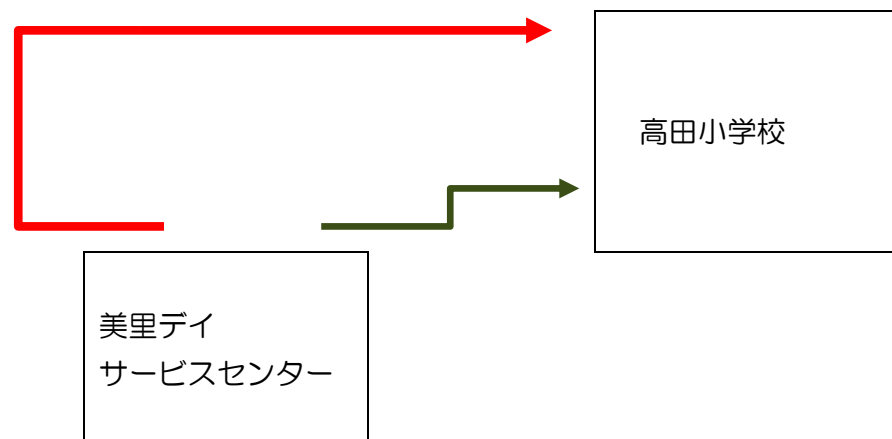
地震については、テレビ、ラジオ、停滯電話等より緊急地震速報等を得る。

(災害時の連絡先及び通信手段の確保)

別紙の利用者緊急連絡先一覧表を、管理者、防火管理者、事業所、全送迎車両に一部ずつ配し、非常災害発生により避難を要する事態等となる場合に、事業所固定電話、携帯電話、ショートメール等あらゆる手段を用いて、連絡愛体勢をとる。また、保護者、家族には予め避難場所を通知し、連絡がつかない場合の集合場所とする。

(避難場所、避難経路)

高田小学校（水害、地震避難の一時避難所、避難所指定：660名収容）



* 避難場所までは徒歩約2分（迂回経路の場合徒歩約6分）。

(災害時の対応)

火災等の災害が発生した場合は、職員全員で、次の諸活動を行う。

〈火災発生時〉

「施設内火災」

- ・ 消防署への通報、初期消火などは別紙、自衛消防組織編制表に従って行う。
- ・ 避難は施設南側、高田小学校の駐車場（詳しくは別紙緊急時避難経路図参照）。
- ・ 緊急時の連絡表に従って家族、関係機関に連絡する。

「隣接建物火災」

- ・ 速やかに避難誘導者に従って緊急時避難場所に移動する。

(地震発生時)

- ・ 地震対策

- (1) 管理者は、地震時の災害を防止するための自主検査を実施するとともに、ロッカー等の転倒防止措置及び窓ガラスの飛散防止措置を行う。
- (2) 地震に備え非常用物品等を確保し、点検整備を実施する。
- (3) 周辺事業所と協議し、震災時の応急体制について消火活動及び救助・救護活動等に関する協力体制の確立を図るものとする。
- (4) 地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。
 - ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
 - イ 火気設備器具の直近にいる職員は、電源及び燃料の遮断等を行い、管理者に状況を報告する。
 - ウ 管理者は、二次災害の発生を防止するため建物、火気設備器具等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は、応急処置を行う。
- (5) 地震時の活動は、前記自衛消防組織による活動を原則とする。
避難にあたっては、身の安全を確保したあと建物前道路へ避難させる。
- (6) 警戒宣言が発せられた場合には、管理者は、火気使用禁止及び施設・設備の点検を実施し、被害の発生防止措置等を実施する。

(その他の災害)

- 竜巻対策
竜巻発生の際は、直ちに全ての窓を閉め、浴室内あるいはトイレ前に集合・避難し、終息を待つ。
- その他
隣接地域での有毒ガス漏洩等に対しては、適宜、管理者が対応を判断する。

(防火防災管理の実際)

- 平素の火災並びに災害の予防について徹底を期するために、最終退所者は火気、施錠等の確認を行い、〈別紙3 火気・施錠点検簿〉に記入する。

(自主点検・検査の実施)

- 管理者あるいは防火管理者は、消防用設備等及び建築物、火気使用設備器具等、危険物等の自主的な点検・検査を月1回実施し、その結果を〈別紙3 火気・施錠点検簿〉に記入する。異常があった場合は事故報告書（ヒヤリハット）により速やかに報告、対処する。

(自衛消防隊の設置)

- 火災、震災、その他の災害の発生時、その被害を最小限度に止めるため、自衛消防隊を設置する。
- その任務及び編成は〈別紙2 自衛消防隊編成表〉による。

(火気等の使用制限)

- 火気の使用にあたっては、細心の注意を払い、使用後は必ず消火したことを確認する。
- 喫煙は所定の場所で行い、それ以外の場所での喫煙は禁止する。

(防災訓練)

※別紙、防災避難訓練実施要項にて年 2 回実施する。

- 別紙 1 緊急時避難経路図
- 別紙 2 自衛消防団編成表
- 別紙 3 火気・施錠点検簿
- 別紙 4 関係防災情報一覧
- 別紙 5 備蓄品リスト